

薬剤師不在時間の取扱いに係る改正のポイント

【主な改正点】

- (1) 従来、薬局の開店時間中は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務する必要があるため、不慮の理由により薬剤師が不在となった時は閉局する必要があったが、本改正より、いわゆる薬剤師不在時間*が生じる場合、あらかじめ届出することにより閉局する必要がなくなったこと。

*薬剤師不在時間とは、開店時間のうち、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に当該薬局において薬剤師が不在となる時間をいうこと。

具体的には、緊急時の在宅対応や急遽日程の決まった退院時カンファレンスへの参加のため、一時的に当該薬局において薬剤師が不在になる時間のことであり、あらかじめ予定されている在宅対応や学校薬剤師の定期的な業務については、従来通り、当該薬局における調剤応需体制を確保する必要がある。

(平成 29 年 9 月 26 日施行)

◎薬剤師不在時間中の対応

- ① 調剤室を原則施錠し、他の従事者が進入できないよう閉鎖すること。
- ② 要指導、第1類医薬品の陳列設備を閉鎖すること。
- ③ 薬局の内外の見やすい場所に、調剤する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨、不在にしている理由、及び当該薬局に戻る予定時間を掲示すること。
- ④ 1日当たりの不在時間は4時間又は1日の開店時間の2分の1のうち短い時間を超えないこと。
- ⑤ 薬局に勤務する従事者と常に電話で連絡が取れる体制であること。
- ⑥ 患者等から調剤の求めがあった場合、勤務する従事者は薬剤師不在時間中である旨を説明し、薬剤師に連絡を取り、薬剤師が薬局にすぐもどるようにする又は他の薬局を紹介する等必要な措置を講じること。
- ⑦ 薬剤師不在時間中に一般従事者のみが勤務し、介護用品及び衛生材料等を販売しようとする場合は、上記の措置に加え、医薬品の陳列設備を閉鎖し、専門家不在のため一般用医薬品等の販売ができない旨の掲示をすること。

◎薬剤師不在時間の対応として、上記①～⑦の内容を記載した手順書を作成すること。

- (2) 法第8条の2に基づく報告（薬局機能情報報告）の報告事項に「薬剤師不在時間の有無」が追加されたこと。

(平成 30 年 4 月 1 日施行)

【参考】

平成29年9月26日付、薬生発0926第10号「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/yakuji/tuuti/H29yakuji.tuti.files/0926tuuti.pdf>